



金融機能再生のための緊急措置に関する  
法律第13条に基づく報告書（補遺）

平成13年12月19日

茨城商銀信用組合

金融整理管財人 小林 勤 

金融整理管財人 片桐 章典 

## I はじめに

茨城商銀信用組合は、平成13年2月16日、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（以下、「金融再生法」という）第68条第1項に基づき、内閣総理大臣に対し、「茨城商銀信用組合の業務及び財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがある」旨の申出を行い、同日、内閣総理大臣より金融再生法第8条第1項第2号に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

金融再生法第13条では、金融整理管財人は就任後遅延なく、茨城商銀信用組合がかかる事態に立ち至った経緯等について調査し、内閣総理大臣に報告しなければならないと定められておりますので、直ちに調査作業を開始し、平成13年8月2日には報告書を提出いたしました。

本報告書は、金融整理管財人が、金融再生法第18条に基づき行った茨城商銀信用組合の旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について、上記報告書の補遺として提出するものです。

## II 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について

### 第1 はじめに

金融整理管財人は、茨城商銀信用組合の旧経営陣、すなわち理事もしくは監事又はこれらの者であった者に対する責任追及を行うことが重要な職務の一つとされていることから（金融再生法第18条）、就任後、金融整理管財人2名と同補佐人2名とで構成する内部調査委員会を設置し、必要に応じて預金保険機構等関係先との協議、情報交換を通じて法的責任追及のための慎重な調査・

検討を行ってまいりましたので、今日迄の状況について報告します。

## 第2 刑事責任追及について

業務上横領罪または背任罪を中心に該当する事由の有無について、会計帳簿を精査し、関係者から事情を聴取するなどして慎重に調査・検討を行ってきましたが、現在までそうした事案を発見するに至っておりません。

## 第3 民事責任追及について

### 1 旧経営陣に対する民事責任追及のための調査方針

調査の対象を、実質破綻先および破綻先の債務残高（但し、仮払金を除く）4,068,619千円の70.60%を占める大口融資先とし、調査した不良債権の総額は2,872,365千円（平成13年3月31日現在）です。

調査方法は、理事会議事録、融資関係の稟議書、契約書等を1件ずつ精査し融資した経緯、担保の徴求状況、回収手続等を中心に調査を行い損害賠償責任に結びつくような個別・具体的な法令違反や任務懈怠の有無について関係者から事情を聴取するなどあらゆる見地から、総合的に行い判断しました。また、役員または親族企業への融資についてまで網羅的な調査を行ない、違法性が認められる事案があるかどうか調査・検討をしました。

### 2 調査結果

(1) 大口融資案件については、従来、常勤の理事の判断、決裁に委ねられており、平成9年1月6日から貸付審査委員会に付議することとなったものの、

実際に付議されることなく機能していませんでした。また役員に対する貸出しについても理事会の承諾がなされている事案は少く、理事会議事録の記載も不備で議案が添付されていないため、議事の内容が不明な会議が多く見受けられます。これらの大口の融資に際しては、総じて債務者からの申出を聴取するのみで、債務者の財務内容の検討や事業計画、資金使途、返済原資の調査等、事前に確認すべき事項の調査を怠っている案件もあり、保全面においても貸出当時、担保評価基準がなかったことなどもあり、評価が甘く多額の保全不足が発生しているものも見受けられます。また、これら融資先の中には短期間で多額の融資を実行し、殆ど回収できないまま不良債権化した案件や、大口信用供与限度を超過する融資先も見受けられております。

(2) さらに回収手続についても、これらの案件の中には債務者の申出どおり安易に条件変更に応じている他、法的手続をとっていないため、破綻時に貸出金について消滅時効が完成している案件もあります。

### 3 調査結果に基づく検討

以上のとおり、旧経営陣の任務懈怠により中小企業等協同組合法第38条の2に基づく損害賠償責任について調査を行ってきたところですが、民事提訴を行うためには、今後、更に融資金の流れ等の詳細について調査を行う必要があると考えます。

## 第4 旧経営陣に対する損害賠償請求権等の処理

上記のとおり、旧経営陣に対する損害賠償責任を問い得る案件は発見されたものの、提訴までには更に調査を行う必要がありますので、今後、株式会社整

理回収機構において責任追及が行いえるよう、従前の調査資料を同社に引き継いだ上、旧経営陣に対する損害賠償請求権等を同社に譲渡致します。

以上